

バス停ベンチの維持管理に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と〇〇自治会（以下「乙」という。）は、甲が設置し所有するバス停ベンチ（以下「本ベンチ」という。）の維持管理に関し、必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、地域住民の利便性向上及び公共交通利用環境の改善を図るため、甲が設置し所有する本ベンチの維持管理について、甲乙の役割及び責任を明確にすることを目的とする。

第2条（設置場所及び施設）

1.本ベンチの設置場所は、奈良市〇〇町〇丁目〇番地付近の〇〇バス停〇向きとする。

第3条（所有権）

本ベンチの所有権は、甲が有するものとする。

第4条（管理主体）

本ベンチの日常的な管理は、乙が行うものとする。

第5条（管理内容）

乙が行う管理内容は、次のとおりとする。

1. 本ベンチ及びその周辺の清掃及び美化に関すること
2. 本ベンチの破損、落書き、異常の有無に関する定期巡回・点検及び甲への報告に関すること
3. 本ベンチの適切な利用の妨げとなる行為の禁止
4. 本ベンチの利用者の安全確保に必要な日常的管理に関すること
5. 本ベンチの異常・破損等を発見した場合の甲への速やかな連絡

第6条（費用の負担）

前条に定める日常的な管理に要する費用は、乙の負担とする

第7条（修繕及び更新）

1. 本ベンチの修繕及び更新は、原則、甲が行う。
2. 乙は、本ベンチの修繕が必要と判断した場合、速やかに甲へ報告するものとする。
3. 本ベンチの修繕に要する費用は、原則、甲の負担とする。

第8条（事故等への対応）

1. 本ベンチに起因する事故等が発生した場合、乙は速やかに甲へ連絡するものとする。

第9条（協定期間）

本協定の有効期間は、締結の日から当該バス停ベンチが設置されている間とする。

第10条（協定の変更・解除）

甲乙は必要があると認めるときは、協議のうえ本協定の内容を変更し又は解除することができる。

第11条（撤去及び移設）

1. 道路工事、交通安全対策、バス停位置の変更その他やむを得ない事情により、本ベンチの撤去又は移設が必要となった場合、甲はその旨を乙に通知するものとする。
2. 本ベンチの撤去又は移設に要する費用は、原則、甲が負担する。
3. 乙は、撤去又は移設に際し、必要な協力を行うものとする。
4. 乙の都合によるベンチ撤去・移設は原則できないものとするが、やむを得ない事情がある場合は甲と協議するものとする。

第12条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ円満に解決するものとする。

以上、本協定締結の証とするため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

（甲）奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市長 仲 川 元 庸 （印）

（乙）奈良市〇〇町〇番地

〇 〇 町 自治会

自治会長 〇 〇 〇 〇 （自治会印）